

再反論書（4）

平成 28 年 5 月 2 日

国地方係争処理委員会 御中

審査申出人代理人弁護士 竹 下 勇 夫

同 久 保 以 明

同 秀 浦 由紀子

同 亀 山 聡

同 松 永 和 宏

同 加 藤 裕

同 仲 西 孝 浩

本書面は、第1において、1号要件に関する審査申出人の主張の概要を示し、そのなかで「海兵隊回転翼強襲支援群（ヘリ部隊）」の機能・実態等に関連する主張（「地理的に優位であること」、「一体的運用の必要性」、「在日米軍のプレゼンスないし抑止力の維持」や「シーレーン防衛」という主張に対する反論）の位置づけを示すこととする。

そして、第2において、再答弁書4及び同5における「海兵隊回転翼強襲支援群（ヘリ部隊）」の機能・実態等に関連する主張に対して、これに対応する従前の主張の内容をごく簡潔に示すこととする（新たな主張をするものではない。）。

なお、略語例は、特に断らない限り、従前の例による。

目次

第1	1号要件にかかる主張の概要と海兵隊回転翼強襲支援群(ヘリ部隊)の実態・機能等にかかる主張の位置づけ	3
1	1号要件の意義	3
2	代替性のない貴重な自然環境を有する海域の大規模な埋立てであること	3
3	当初の案は辺野古崎・大浦湾の埋立てではなかったこと	5
4	代替性のない貴重な自然環境の埋立てを正当化するに足る当該海域を埋め立てなければならないという具体的な高度の公共性・必要性は認められないこと	7
5	小括	10
第2	再答弁書4及び再答弁書5における主張への反論（海兵隊回転翼強襲支援群（ヘリ部隊）基地についての日本国内における沖縄県の地理的必然性及び辺野古崎・大浦湾の唯一性が認められないことについて）	11

1	「地理的に優位であること」、「一体的運用の必要性」について ..	11
(1)	はじめに	11
(2)	辺野古新基地への移転が予定されている部隊	12
(3)	審査申出人の指摘	12
(4)	相手方は正面から疑問に答えていないこと	13
2	「在日米軍全体のプレゼンスないし抑止力の維持」について	14
3	「シーレーン防衛」について	16
(1)	再答弁書 5 における相手方の主張	16
(2)	相手方の主張は具体的な反論足りえていないこと	16
(3)	抽象論から辺野古崎・大浦湾の大規模埋立ての必然性は直接導き出されないこと	17

第1 1号要件にかかる主張の概要と海兵隊回転翼強襲支援群(ヘリ部隊)の実態・機能等にかかる主張の位置づけ

1 1号要件の意義

反論書(8)・第1・1において述べたとおり、公水法第4条1項1号の「国土利用上適正且合理的ナルコト」とは、埋立自体及び埋立ての用途・埋立後の土地利用を対象として、得られる利益と生ずる不利益という異質な諸利益について、現行の法体系の下で社会に普遍的に受け入れられている諸価値に基づいて比較衡量し、総合的判断として、前者が後者を優越することを意味するものと解され、その判断は都道府県知事が行うものである。

2 代替性のない貴重な自然環境を有する海域の大規模な埋立てであること

公水法(反論書(8)・13頁以下参照)や環境影響評価法第24条、33条等により、公有水面埋立承認申請に対する判断において自然環境が重要な考慮事項とされていると解すべきところ、本件埋立の対象とされる辺野古崎・大浦湾は、反論書(3)・第3・1(13頁以下)、審査申出書・第2章第3・2(40頁以下)や反論書(8)・第2・2(2)(38頁以下)等において述べたとおり、希少な生物が多様に生息するきわめて貴重な生態系をなしているものである。

辺野古崎・大浦湾は、国内でもここでしか見られないきわめて特徴的な生態系を有している。琉球列島に広がるサンゴ礁海域は、一般にはサンゴ礁の内側の数メートルの浅瀬となる礁池に囲まれているが、大浦湾はこれと異なる地理的環境を有している。大浦湾は、大きく切れ込んだ湾奥に汀間川と大浦川の二つの河川の河口が位置し、湾奥から埋立予定地を含む辺野古崎にかけての岸には礁池がなく、岸から急に水深30メートルを越える深い谷を形成しており、砂泥質の底質も

広がるという特異な地理的環境を形成している。そして、辺野古崎周辺のサンゴ礁には、準絶滅危惧種に指定されているリュウキュウスガモ、ベニアマモなど7種の海草の藻場が安定的に広がっており、辺野古海域の藻場は沖縄島最大の藻場（十数パーセントを占める）となっている。辺野古崎に隣接する大浦湾は、全体的に水深が深くなっているが、湾奥は、海底が砂れきから泥へと移り変わり、水深が深くなるスロープラインに沿ってユビエダハマサンゴの大群集が分布し、平成19年9月には、大浦湾の東部に高さ12メートル、幅30メートル、長さ50メートルの広範囲にわたる絶滅危惧種のアオサンゴ群落（チリビシのアオサンゴ群集）が発見された。チリビシのアオサンゴ群集は石垣島・白保のアオサンゴ群集とは遺伝子型も形も異なり、世界でここだけに生息している可能性があるとの指摘もなされている。湾奥の大浦川や汀間川の河口付近には、オヒルギやメヒルギといった大規模なマングローブ林や干潟が広がっている。さらに、辺野古崎と大浦湾の接点である大浦湾西部の深部には、琉球列島では特異な砂泥地が広がり、サンゴ礁の発達する琉球列島の中にあって極めて特異な生物相を有し、新種や日本初記録といった希少な生物が数多く確認されている。辺野古崎・大浦湾は、この場所にしか存在しない特徴的環境、生態系を有し、代替性がない場所であり、平成26年11月11日、日本生態学会など19学会が連名で防衛大臣らに提出した「著しく高い生物多様性を擁する沖縄県大浦湾の環境保全を求める19学会合同要望書」（甲E27の1～3）においても、「大浦湾一帯が、生物多様性保全という視点から見れば、我が国で最も貴重な海域の一つである」と指摘されている。

そして、環境影響評価法第24条に基づく知事意見（乙B1。知事意見における生態系評価の概要は反論書(3)の16頁以下参照。）や、本件埋立承認の

直前（承認の前月）に提出された環境生活部長意見（乙B9。作成の経緯は審査申出書・14頁以下参照）においても、この自然環境の価値が確認されている¹。

沖縄県内においても辺野古崎・大浦湾以外には存しない希少な生態系の価値に鑑みれば、この代替性のない貴重な自然環境を有する海域を大規模に埋め立てる事業が許容されるということは、通常、考え難いものと言わなければならない。

かかる貴重な生態系を有する海域の大規模な埋立てを肯定するためには、その埋立事業について、当該埋立対象海域の代替性のない貴重な自然環境を犠牲にしてもなお、他の場所ではなく当該埋立対象海域において、当該埋立の規模にかかる事業を実施しなければならないという具体的な高度な公共性・必要性が認められることが必要であるというべきである。

3 当初の案は辺野古崎・大浦湾の埋立てではなかったこと

本年4月22日の審査期日において、国土交通大臣代理人は、「本件承認処分によって、平成8年の橋本元総理とモンデール元駐日大使による普天間飛行場返還合意に基づいて進められてきた同飛行場の辺野古沿岸地域への移設計画（以下「本件移設計画」という。）が、いよいよ具体的に実現する」との意見を陳述した。

しかし、平成8年の橋本元総理とモンデール元駐日大使の共同記者会見によって発表された内容は、「本件移設計画」ではない。辺野古崎・大浦湾という特定もなければ、大規模埋立てという内容も含まれていないものであった。すなわち、既存の基地内にヘリポートを建設するというもので、その規模としても、適地の選定、環境影響評価手続、

¹ 本件埋立承認に至る過程の不自然・不合理な経緯については、審査申出書・12～28頁、反論書(3)・193頁以下参照。

ヘリポート建設、普天間飛行場の跡地利用計画を立てることなどを含めて、5年以内に実現する程度の規模（環境影響評価の結果候補地を変更するような事態についてのアロワンスを含めて7年程度）を想定していたものである。

橋本内閣総理大臣及びモンデール駐日米国大使共同記者会見における内容は、「普天間飛行場は、今後、5年ないし7年ぐらいに、これから申し上げるような措置取られた後に、全面返還されることとなります。即ち、普天間飛行場が現に果たしている非常に重要なその能力と機能を維持していかなければならない。そのためには、沖縄に現在、既に存在している米軍基地の中に新たにヘリポートを建設する。同時に、嘉手納飛行場に追加的な施設を整備し、現在の普天間飛行場の一部の機能を移し替え、統合する。また、普天間飛行場に配備されている空中給油機、10数機あるそうですけれども、これを岩国飛行場に移し替える。同時に、岩国飛行場からは、ほぼ同数のハリアーという戦闘機、垂直離着陸の戦闘機です。騒音で非常に問題の多いと言われてます。このハリアー戦闘機をアメリカ本国に移す。同時に、危機が起きました時、米軍による施設の緊急使用について、日米両国は、共同で研究を行うことにする。」「既設の基地の中にヘリポートを造っていく」、「普天間基地を、その都度、例えば、ヘリポートをどこか基地、他の沖縄の基地の中に作るという条件があります。その、まず、適地を探すこと、そしてその地域の環境アセスメントを行うこと、そして所要の工事をしていくこと。そうした対応と並行して、当然ながら、今度、普天間基地が全面返還をされる時点に備えて、跡地利用の計画を県と国と一緒に作っていかなければなりません。そうした作業のプロセスを短ければ5年以内に出来るかも知れない。しかし、その作業で、例えば、環境アセスメントで最初の候補地が問題があるとな

って、別の候補地を探すといったような事態が起こるかも知れない。そういうことを考えると、多少のアロワンスが必要ではなかろうかという気持ちがありました。」(乙14) というものであった。

平成8年の橋本元総理とモンデール元駐日大使による普天間飛行場返還合意は、まさに普天間閉鎖とそれに伴う所要の措置というものであった。代替性のない貴重な自然環境を有する海域について、前例もないような膨大な量の土砂を使用した大規模な埋立てを行い、普天間飛行場が有していない強襲揚陸艦の接岸できる護岸や弾薬庫などを備えた恒久的基地を建設するという本件埋立承認出願にかかる基地建設とは、まったく異なるものであった。

4 代替性のない貴重な自然環境の埋立てを正当化するに足る当該海域を埋め立てなければならないという具体的な高度の公共性・必要性は認められないこと

公水法は、国防にかかる事業を適用除外していないが、国防にかかる事業について特則は設けられていないものであり、公水法上、国防にかかる事業の公益が、他の公益と比して、特権的なものとして位置づけられているものではない。したがって、国防にかかる事業であるというだけでは、通常ではおよそ考え難い、代替性のない貴重な自然環境を有する海域を大規模に埋め立てることは正当化しえないものである。代替性のない貴重な自然環境の喪失を肯定しうるだけの具体的な公共性・必要性が認められなければ、1号要件に適合しているとの判断をすることはできない。

しかし、埋立必要理由書において、なぜ辺野古崎・大浦湾でなければならないのか、なぜこのような大規模埋立てをしなければならないのかについて、具体的な説明はない。辺野古崎・大浦湾という代替性のない貴重な自然環境を有する海域を大規模に埋め立てることがなぜ

唯一の選択肢であるのか（平成8年の合意とはまったく異なる内容である）について、具体的な説明はなされていないのである。

普天間飛行場は、市街地の中心に存在すること自体で地域振興の阻害要因となり、また、騒音防止協定も順守せず我が国の国内法上違法とされる米軍の運用によって周辺住民に深刻な騒音被害等をあえており、その返還が必要であることは当然であるが、普天間飛行場の返還の必要性から、辺野古崎・大浦湾の大規模埋立により新基地を建設しなければならないことが直接導きだされるわけではない。

国は、とりわけ米国との信頼関係という外交上の理由を強調しているが、そもそも公水法の目的とは関係のないものであり、そのような事情を過度に考慮することは許容されないものである。

埋立必要理由は、「在日米軍のプレゼンスないし抑止力の維持」、「地理的に優位であること」（シーレーンとの関係を含む）、「一体的運用の必要性」をあげ、優位性や一体性などを挙げているが、抽象的にマジックワードを並べているものにすぎず、沖縄県内にあらたに恒久的海兵隊航空基地を建設しなければならないという必然性は何ら実証的に説明されていない。なかんずく、辺野古崎・大浦湾という場所を大規模に埋立てなければならないとする理由は皆無であるといってもよい。国防に関する事業であるという一般的・抽象的な公益性の主張を超えた具体的内容は認められず、辺野古崎・大浦湾を大規模に埋立てなければならないということの必然性は具体的に示されていない。国防に関する事業の公益性という一般的・抽象的な根拠を超えた、辺野古崎・大浦湾の大規模埋立てについての具体的な高度の公共性・必要性は示されていないものである。本書面の第2は、この点に関して、再答弁書4及び5についての反論するものである（従前の主張を簡潔に示すものである。）。

他方、海兵隊航空基地が建設・供用されることにより、本件埋立対象地周辺地域の生活環境が破壊されることになるものである。普天間飛行場が返還されるべきことは当然であるが、普天間飛行場による騒音等被害は、米軍が騒音防止協定等も守らず、我が国の国内法では違法とされる運用をしていることにより深刻化しているものである。普天間飛行場の騒音等被害に関しては、騒音防止協定等の完全な形骸化や国内法令違反の運用を前提とし、他方で、本件埋立事業による影響については米軍に配慮を求めることを前提とすることには、合理性を肯定し得ない。今日、老朽化した普天間飛行場に代わって、普天間飛行場にはない揚陸艦の接岸可能な護岸や弾薬庫などの設備を備えて機能が著しく強化された恒久的海兵隊基地を建設することは、沖縄県に海兵隊基地を将来にわたって固定化することになる。国土面積の約0.6パーセントにすぎない沖縄県に日本国内の米軍専用施設の4分の3近くが集中していることは、沖縄県にのみ米軍基地負担を強いるもので著しく日本国内における基地負担の均衡を失っているものであるから、その不均衡の解消こそが求められているものである。本来、国は、米軍に対し、普天間飛行場の運用について騒音防止協定や国内法令の順守を求めて直ちに違法な運用による航空機騒音等の被害を無くすとともに、国外、沖縄県外への輸送ヘリ部隊の分散などによって、普天間飛行場の返還を実現させるべきものである²。公水法は基地提供を目的とする法律ではないのであり、あくまで、「国土利用上適正且合理的」とは、「健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」という国土利用の基本理念に照らして、公共性の評価がなされるべきものであるが、沖縄県内に機能強化した恒久基地を建設することは、

² 前知事による本件埋立承認の判断過程との関係においては、本来探究すべき手段を考慮していないことは、判断過程の合理性を否定する事情となるものと言うべきである。

沖縄県の地域公益に著しく反し、国土の均衡ある発展という国土利用の基本理念に反するものである。米軍基地の設置は当該所在地の地方公共団体や住民への負担・被害をもたらすという一般論を超えて、日本本土の約 468 倍³とも言われる沖縄の過重な基地負担は、具体的に考慮されるべき個別事情に他ならない⁴。したがって、これらの事実は、本件埋立承認出願の公共性についての評価を障害する事実であるというべきである。

以上より、辺野古崎・大浦湾を大規模に埋立てることについて、具体的に高度な公共性・必要性は認められないものである。

5 小括

以上述べたとおり、本件埋立対象地は代替性のない貴重な自然価値を有する場所であり、公水法や環境影響評価法に照らしてもその価値が重視されるなければならないものであるから、本来、かかる本件埋立対象地の代替性のない自然環境の価値に鑑みて、この特定の場所について大規模埋立てが許容されることは考え難いものである。

そして、公水法は国防について特例を設けているものではなく、国防というだけで特権的な公益性を認めることはできないが、国防にかかる事業であるから埋立てにかかる事業の公共性・必要性が認められるという一般的・抽象的理由を超えた、本件埋立対象地という貴重な自然環境を大規模に埋立てなければならないという必然性は示されていない。これは、公有水面埋立承認取消通知書（乙B30）において、「本

³ 検証結果報告書（甲A1）・45頁。

⁴ この事情を考慮していないことは、前知事による本件埋立承認の判断過程の瑕疵を基礎づける事情の一つとなるものと言うべきであり、公有水面埋立承認取消通知書（乙B30）においては、「沖縄県における過重な基地負担や基地負担についての格差の固定化という不利益は、「国土利用上適正且合理的ナルコト」の総合判断の重要な判断要素であると考えられるにもかかわらず、適切に考慮されていないものであり、考慮要素の選択及び判断の過程は合理性を欠いている」としている。

件審査結果において、『普天間飛行場移設の必要性』から直ちに本件埋立対象地（辺野古地区）での『埋立ての必要性』（審査基準においては、『埋立ての必要性』、『周辺の土地利用の現況からみて不釣り合いな土地利用となっていないか』、『埋立ての規模及び位置が適切か』）があるとした点に論理の飛躍(審査の欠落)があること」（別紙・2頁）と示したとおりである。

加えて、恒久的な海兵隊航空基地の建設は、本件埋立対象地周辺の生活環境を破壊するとともに、海兵隊基地を将来にわたって沖縄県内に固定化することを意味するが、沖縄県への異常なまでの基地集中による被害・負担の固定化は、国土の均衡ある発展という国土利用の基本理念、衡平という法の根本理念に反し、地方自治を著しく制約するものであり、これらは、公共性という評価を障害する重要な事実といふべきである。

これらの事情を総合的に判断し、比較衡量するならば、辺野古崎・大浦湾の大規模埋立てにより得られる利益が、失われる利益よりも優越しているとは認められないものである。

第2 再答弁書4及び再答弁書5における主張への反論（海兵隊回転翼強襲支援群（ヘリ部隊）基地についての日本国内における沖縄県の地理的必然性及び辺野古崎・大浦湾の唯一性が認められないことについて）

1 「地理的に優位であること」、「一体的運用の必要性」について

(1) はじめに

相手方は、「地理的に優位であること」や「一体的運用の必要性」があるとして、沖縄県の地理的必然性を主張するが、審査申出書・126頁以下、反論書(6)、反論書(7)において述べたとおり、相手方の主張には実証的根拠は存しないものである。

そして、辺野古崎・大浦湾という当該場所における大規模埋立が唯一の選択肢であることについては、その具体的な根拠は説明されていない。

(2) 辺野古新基地への移転が予定されている部隊

普天間飛行場から辺野古新基地への移転が予定されているのは、「回転翼強襲支援群(ヘリ部隊)⁵であるところの第36海兵航空群」である(再答弁書4・11頁)。

(3) 審査申出人の指摘

審査申出人は、以下のとおり、具体的な論拠を示して、海兵輸送ヘリ部隊について、日本国内の他の地域との比較において、沖縄に基地を置かなければならない地理的必然性はないことを指摘した。

ア 審査申出人は、沖縄における海兵隊はローテーション(UDP)で派遣され、沖縄県及び日本本土の演習場では訓練を行っているものであり、海兵隊輸送ヘリ部隊の実任務は主に艦船に搭載されて洋上展開して行われるものであるから(審査申出書・130頁以下等)、沖縄に所在する地理的必然性がないことを、洋上展開の実際の期間等を具体的に示して(審査申出書・129頁以下等)、した。

また、海兵隊輸送ヘリ部隊を搭載する艦船の母港は日本本土に存するものであるから、このことよりしても、沖縄に海兵隊航空基地が所在する地理的必然性がないことを具体的に主張した(審査申出書・134頁以下等)。

イ さらに、安全保障は日本全体の問題であるが(反論書(7)・第1)、埋立必要理由書や相手方の主張は、防衛白書等では大きく取り上げられているロシアには言及もしないことの不合理性や(反論書(7)・23頁以下)、朝鮮半島との関係でも沖縄が地理的に優位である

⁵ 以下、「回転翼強襲支援群(ヘリ部隊)」を「海兵隊輸送ヘリ部隊」という。

という根拠はないこと（審査申出書・134 頁以下等）などを具体的に主張した。

ウ また、第 36 海兵航空軍群が厚木飛行場から普天間飛行場に移駐した経緯は、沖縄県内への移駐の必然性がないことを示している旨を主張した。

普天間飛行場は第 36 海兵航空群のホームベースであり、辺野古新基地建設の理由は第 36 海兵航空群の移駐のためであるとされている。しかし、そもそも第 36 海兵航空群は神奈川県厚木飛行場に駐留していたものである。普天間飛行場は 1960 年代後半には軍事的価値がないとして閉鎖が検討されていたが、1968 年（昭和 43 年）以降の日本本土における急激な反米軍基地感情の高まりを受け、一転して、厚木飛行場の騒音軽減のために 1969 年に普天間飛行場に第 36 海兵航空群が移駐したものである（審査申出書・154 頁以下等）。また、海兵隊自体、1950 年代半ばまでは日本本土に駐留し沖縄には駐留していなかったが、日本本土でも反米軍基地感情の激化に伴い、独立国家となった日本からすべての地上戦闘部隊が撤退することになり、日本本土からいわば追い出された海兵隊が沖縄に移駐したものである。海兵隊の日本本土から沖縄への移駐は、日本国の政情安定という政治目的によるものであった（審査申出書・145 頁以下等）。

(4) 相手方は正面から疑問に答えていないこと

相手方は、審査申出人の指摘に対して直接的には答えず、誤魔化しに終始している。

ア 海兵隊の実任務は主に艦船に乗船して行われているという主張に対する反論は、艦船に乗船しない任務もあるということである（再答弁書 5・17 頁以下）。

しかし、艦船に乗船しない任務があるとしても、主要な任務が艦船に乗船して洋上展開して行われること自体は明らかであるが、このことについて何も答えていない。

また、艦船に乗船しない任務に関しては、そのためになぜ海兵隊輸送ヘリ部隊の飛行場が日本国内では沖縄県でなければならないのか、その地理的必然性についても何ら示されていない。

辺野古・大浦湾を大規模に埋め立てなければならないことに結び付けられる内容に至っては、皆無であるといつてよい。

イ ロシアなどに一切触れないという恣意性についても、なんら具体的な説明はないものというべきである。ロシアや朝鮮半島との関係で安全保障を考えるのであれば、当然、日本本土もその検討の対象となるはずである。相手方は、沖縄駐留の必要性のみについて触れ、日本本土に駐留する必要性がないという説明は一切ない。日本本土に駐留する必要性がないことを具体的に説明しないのであれば、日本国内で沖縄でなければならない必然性はなんら説明されていないものと言わなければならない。

ウ そして、本件において問題とされるべきことは、辺野古崎・大浦湾という特定の場所を大規模に埋め立てることの是非である。

しかし、辺野古崎・大浦湾という代替性のない貴重な自然を有する地域を大規模に埋立てなければならないのか、辺野古崎大浦湾の大規模埋立てを唯一の選択肢であるとする事について、なんら具体的な説明はなされていない。

2 「在日米軍全体のプレゼンスないし抑止力の維持」について

審査申出人は、安保条約や在日米軍のプレゼンスの意義を否定しているものではないし、また、米軍海兵隊の意義を否定しているものではない。

しかし、「在日米軍全体のプレゼンスないし抑止力の維持」と抽象的にいうだけで、辺野古崎・大浦湾の大規模埋立ての必然性が導き出されるものではない。

普天間飛行場に配備され、辺野古新基地への移駐が必要とされているのは、「回転翼強襲支援群（ヘリ部隊）であるところの第 36 海兵航空群」である。

前述のとおり、第 36 海兵航空群は、もともと神奈川県・厚木飛行場に配備されていたものが、日本本土における反米軍基地感情の高まりを受けて、1969 年（昭和 44 年）に、厚木飛行場周辺の騒音被害軽減のために、閉鎖を検討されていた普天間飛行場に移駐したものである。

そして、普天間飛行場に配備された海兵隊輸送ヘリ部隊の主たる任務は艦船に搭載されて行われるものであり、一年のうちの大半は洋上展開をして、オーストラリア、タイ、フィリピンなどのアジア太平洋地域の国々をめぐる、共同訓練を行い、信頼関係を醸成することによる重要な役割があり、アジア太平洋地域を広範囲に巡回し、同盟国との共同訓練、人道支援、災害救援を担うことで、アジア太平洋地域においてプレゼンスを示しているものである。

この艦船に搭載され洋上展開して主任務を行う海兵隊輸送ヘリ部隊の航空基地が沖縄県内になれば米軍全体のプレゼンスや抑止力が維持できないのかということについての実証的な説明はなく、なかんずく、辺野古崎・大浦湾を大規模に埋め立てなければならないのかということについては何らの説明もなされていない。

「在日米軍全体のプレゼンスないし抑止力の維持」ということから、辺野古崎・大浦湾の大規模な埋立てが唯一の選択肢であるとするのは、論理の飛躍も甚だしいものである。

3 「シーレーン防衛」について

(1) 再答弁書5における相手方の主張

再答弁書5（7頁）において、相手方は、①「審査申出人の上記主張は、シーレーン防衛とは対潜作戦と対機雷作戦のみをいうことを前提とするものであるところ、シーレーン防衛の手段は対潜作戦と対機雷作戦に限定されるものではないから、審査申出人の上記主張は失当である。」、②「シーレーン防衛のための手段は、対潜作戦（潜水艦を排除する作戦）と対機雷作戦（海中又は海底に設置された水雷を排除する作戦）のみに限られるものではなく、海賊対処や、二国間・多国間の共同訓練、シーレーン沿岸国等の海上保安能力向上の支援や海上阻止行動など、多岐にわたる内容のものである。特に、海賊対処や海上阻止行動においては、海上で船舶を捜索したり、船舶に乗船するといった活動を行うこととなるが（乙第52号証13ページ）、その際には米軍海兵隊の航空輸送機を使用することが想定される。」としている。

(2) 相手方の主張は具体的な反論足りえていないこと

①については、審査申出人は、「シーレーン防衛とは対潜作戦と対機雷作戦のみをいう」とは主張していない⁶。

⁶ 反論書(7)・10頁における主張は、「P-3C等が対潜哨戒機能を有することは当然であるが、それは対潜水艦という高度な機能を有することが他の機能を有しないということの意味するものではないことは言うまでもないことであって、洋上監視、捜索救難、輸送等の多目的の機能を有しているものである。実際、自衛隊のP-3C哨戒機は、ソマリア沖・アデン湾の海賊対処任務に従事している。また、米軍に関していうならば、嘉手納飛行場には、哨戒機約8機が常駐し、その他の空軍力も備えている。もちろん、米軍には、横須賀、佐世保、グアム等を主要基地とする第7艦隊等の太平洋艦隊が洋上においてプレゼンスを示しているものである。第7艦隊は「1個空母打撃群を中心に構成されており、日本、グアムを主要拠点として、領土、国民、シーレーン、同盟国その他米国の重要な国益を防衛することなどを任務とし、空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配備している」（平成24年版防衛白書）とされ、シーレーン防衛について、第7艦隊が重要な位置づけを有していることは当然である。」というものである。

この点はさておくとしても、対潜作戦や対機雷作戦がシーレーン防衛の主たるものとして位置づけられていること自体は当然であるが、海兵隊輸送ヘリ部隊、オスプレイが対潜哨戒機能を有していないという指摘に対しては何らの反論もない。

また、「海賊対処や、二国間・多国間の共同訓練、シーレーン沿岸国等の海上保安能力向上の支援や海上阻止行動」ということについては、現実には我が国の周辺に対象となる海賊が存在しているものではない。そして、ここに示された任務は、まさに艦船に搭載されておこなう任務であるが、海兵隊輸送ヘリ部隊を搭載する艦船の母港は日本本土に所在するものである

オスプレイは、輸送機であり、手持ちの銃による対空砲火への耐性すらも備えていない。実際、米空軍のCV-22 オスプレイであるが、平成25年12月に、南スーダンの反政府ゲリラの手持ち機関銃AK-47に撃たれて弾丸が機体を貫通し、米兵が重傷を負っている。海兵隊のMV-22 オスプレイは、あくまで輸送ヘリCH46Eの後継機であり、その主たる任務は、艦船に搭載されて、艦船と陸上との間で海兵隊の少人数の兵員を輸送することにある。

そして、艦船の母港は沖縄にはなく、一年の大半は洋上展開して「共同訓練」などを行っていることは再三述べてきたとおりである。

(3) 抽象論から辺野古崎・大浦湾の大規模埋立ての必然性は直接導き出されないこと

シーレーンが重要であるというのは、安全保障が重要であるということと同次元の抽象的な議論である。

辺野古崎・大浦湾という代替性のない貴重な自然環境を大規模に埋め立てなければならないことの必然性、なぜ辺野古崎・大浦湾なのか、なぜ大規模埋立てでなければならないのかということについて

て、我が国にとってシーレーン防衛が必要であるという抽象論から、直接的に導かれるものではない。

国の主張するシーレーン防衛が重要であるという防衛論は、辺野古崎・大浦湾の大規模埋立てが唯一の選択肢であることの具体的な説明となりうるものではない。